

令和 6 年 8 月 20 日

公益社団法人日本 P T A 全国協議会
会長（代表理事） 太田 敬介 殿

静岡県 P T A 連絡協議会
会長 宮下 修一

質問状

令和 6 年 7 月 17 日に、公益社団法人日本 P T A 全国協議会（以下「日本 P T A」）の元役員（元専務理事・常務理事・参与）が、日本 P T A の口座から約 1200 万円に及ぶ多額の金員を自らの関連会社に送金させた背任の疑いで逮捕され、8 月 7 日に起訴されました。このような事態が生じたことにつき、静岡県 P T A 連絡協議会（以下「当協議会」）は、強く遺憾の意を表する次第です。

もっとも、元役員が逮捕された後も、依然として令和 4 年度及び令和 5 年度の日本 P T A の収支決算の内容をはじめ、数多くの疑問が残されております。

そこで、以下の点について質問をさせていただきますので、令和 6 年 9 月 17 日（火）までにご回答願います。

どうかよろしくお願ひいたします。

【質問】

1. 令和 4 年度の決算報告では、元役員の逮捕容疑・起訴理由となった日本 P T A 会館の修繕費用である約 2000 万円以外に、約 3000 万円に及ぶ赤字が計上されています。後者についても、元役員が不正に使用した支出が含まれている可能性がきわめて高いと考えられます。令和 4 年度の決算報告についても、再度調査する必要があると思われますが、その予定はありますでしょうか。あるとすれば、いつまでに解明する予定でしょうか。

2. 令和 5 年度の決算報告でも、約 2900 万円に及ぶ赤字が計上されています。また、赤字には形式的には含まれておませんが、「その他固定資産」のうち「什器備品」の項目において、「防犯システム他」として 278 万 6300 円の新たな支出がなされています。令和 6 年 6 月 19 日に開催された総会の席上で、当協議会の会長である宮下が静岡県代表者としてその件につき質問したところ、当時の会長から、以下の①及び②の回答がありました。

- ① 防犯システムの工事は、令和 4 年度中に発注されたが、令和 5 年 4 ~ 6 月に行われたものであったため、令和 4 年度決算には反映されていなかったこと。
- ② 発注者等は不明であるが、権限のない者が決裁したこと。
- ③ 詳細は調査中であるが、不明であること。

すでに総会開催から 2 か月近くが経過しており、当然、発注者が誰であるか等については、調査が完了しているものと思われますので、その結果を速やかに公表すべきと考えま

ですが、公表の予定はありますでしょうか。

また、令和5年度についても、元役員が不正に使用した支出が含まれている可能性がきわめて高いと考えられます。令和5年度の決算報告についても、再度調査する必要があると思われますが、その予定はありますでしょうか。あるとすれば、いつまでに解明する予定でしょうか。

3. 令和5年度中に、関東ブロックPTA協議会に所属する協議会から法令に基づく情報開示請求がなされました。なかなか開示に応じなかったばかりでなく、ごく一部を除き開示がなされず、開示された資料もきわめて不十分なものであるといわざるを得ません。

今後、令和4年度及び令和5年度の経理関係書類について、全面的な情報開示を行う予定はありますでしょうか。あるとすれば、いつまでに行う予定でしょうか。

4. 令和6年3月14日に開催された臨時総会において、当時の会長（現・顧問）は、投票については秘密投票とし、その結果を調査することはしないと表明したにもかかわらず、その結果を把握したうえで、逮捕された元役員、日本PTA元役員（一般社団法人地域創生応援団理事）、懲戒解雇された前事務局長・前事務局次長と相談し、6月19日に開催された総会において特定の理事候補を落選させるための働きかけをするために不正に利用していたことが明らかとなりました。顧問は、7月19日に開催された代表者会において、「事務局が（投票結果を）もっていたので、それを見てしまった」として、これを認めました。

顧問は、この点について責任をとる意志はありますでしょうか。

5. 令和5年度の日本PTA執行部の対応は、3及び4に述べた点をふまえれば、きわめて重いものといわざるを得ません。しかしながら、当時の執行部の役員のうち、現在も執行部に属している役員が複数います。

これらの役員は、現在の状況を招いたことについて責任をとる意志はありますでしょうか。

6. 日本PTAが業務委託を行っている一般社団法人地域創生応援団については、日本PTA元会長である同法人の理事が4で述べた臨時総会における投票結果の不正利用に関わっていたことが明らかになったことに加えて、令和6年7月19日の代表者会の場において、同法人の別の理事が、同法人と提携関係にある企業の代表者と逮捕・起訴された元役員とが親密な関係にあることを明らかにしました。

これらの点をふまえれば、同法人との関係を断ち切るべきだと考えますが、その予定はありますでしょうか。

以上